

3-1 「介護サービス施設・事業所調査」の設計とデータ構造

中村真理子・小島克久・南拓磨

3-1-1 はじめに

本研究課題では、介護サービス施設・事業所調査の調査手法の評価と行政記録情報の活用拡大の可能性について検討を行う。これを実施するにあたり、はじめに介護サービス施設・事業所調査の現状（調査設計、データ構造）について、厚生労働省が公表する調査関連資料（介護サービス施設・事業所調査の概要ほか、厚生労働省ホームページに掲載されている情報）を参照しながら確認する。

3-1-2 「介護サービス施設・事業所調査」の概要

介護サービス施設・事業所調査は、厚生労働省が実施する一般統計調査である。平成12年4月の介護保険制度の施行にあわせ、それ以前に実施されていた複数の調査（社会福祉施設等調査における老人福祉施設の一部、老人保健施設調査、医療施設調査の療養型病床群等の一部、訪問看護統計調査等）が統廃合される形で開始された。調査の目的は、「全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ること」であり、介護サービスについて網羅的に現状を把握することを目指す、介護サービス基盤に関する基礎的な統計調査として位置付けられている。

この調査は、調査開始以降の過去20年以上の間、調査対象、調査票、調査の実施方法などに対して様々な改善・変更が加えられてきた。この調査の変遷については後述するが、初めに平成24年以降の調査¹、特に令和4年調査に焦点をあて、現在の介護サービス施設・事業所調査の実施状況について概観する。

表1は介護サービス施設・事業所調査の概要を示した表である。表の下段にある「調査の変遷」以外の項目については、令和4年調査の情報をもとにしている。まず、この調査は「基本票」、「詳細票」、「利用者票」の3つの調査票から構成されている。「基本票」は都道府県を対象とし、表1の「調査対象の介護サービス施設・事業所の種類」に挙げた介護サービス施設・事業所の全数を把握するものである。ただし、医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護、（介護予防）短期入所療養介護及び（介護予防）通所リハビリテーションは除かれる。「詳細票」は、「基本票」に記載されている情報をもとに介護サービス施設・事業所に対して配布されている。このとき、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所については、層化無作為抽出した事業所、それ以外

¹ 平成24年に調査設計の変更があり、現在に近い調査の形になった。平成23年以前は、調査の実施系統、調査票の構造などが現在とは異なっている。平成23年以前の調査については、3-1の末尾に掲載している参考表1に一部情報を掲載しているため、必要に応じて参照されたい。

についてはその全数（休止中を含む）を調査対象とする²。そして「利用者票」は、全国の介護保険施設、訪問看護ステーションの利用者を対象とする。「利用者票」も標本調査となっており、具体的には以下の手順をとって客体抽出を行っている。まず、全国の介護保険施設については、介護保険施設から抽出を行い、調査年9月末の在所者の1/2及び9月中の退所者の全数を客体とする。全国の訪問看護ステーションについては、その利用者を対象とし、全国の訪問看護ステーションから抽出を行い、調査年9月中の利用者の1/2を客体とする。

調査は年1回実施されており、各年10月1日現在の情報を調査している。ただし、「利用者票」は3年ごとの調査である。各調査票の調査項目についてみていくと、「基本票」は法人名、施設名、所在地、活動状況、定員などを調査している。「詳細票」では開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数などを調査している。そして「利用者票」は 要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）などを調査している。

令和4年時点における調査の実施方法についてみていくと、「基本票」は、行政記録情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施している。「詳細票」は、基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から施設・事業所に対し、郵送及びオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施している。そして「利用者票」は、利用者の状況について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送による調査票の配布・回収により調査を実施している。

² 一部の種類の事業所に対する層化無作為抽出が導入された（非全数調査化した）のは平成30年調査以降である。平成29年以前は全事業所を調査対象とした全数調査であった。平成30年調査以降の調査対象施設の抽出方法、推計方法については厚生労働省ホームページに掲載されている資料を参照されたい。

（介護サービス施設・事業所調査：調査の結果 ページ下部「集計・推計方法」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2b.html#link02>）

表1 介護サービス施設・事業所調査の概要

項目		内容	
目的		全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ること。	
調査対象と主な調査事項	1) 基本票	都道府県を対象	介護サービス施設・事業所の全数を把握（一部を除く） →法人名、施設名、所在地、活動状況などを調査
	2) 詳細票	介護サービス施設・事業所を対象	訪問介護、通所介護などは抽出、その他は全数を把握 →法人名、施設名、経営主体、従事者数、利用者数などを調査
	3) 利用者票	全国の介護保険施設・訪問看護ステーション利用者を対象	全国から抽出された介護保険施設・訪問看護ステーションの利用者 →要介護度、自立度などを調査
調査の時期		毎年（10月1日現在） ただし、介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者については3年ごと	
調査の体系	1) 基本票	厚生労働省 → 都道府県	オンライン調査（行政記録情報を活用）
	2) 詳細票	厚生労働省 → 民間（調査委託）事業者 → 介護サービス施設・事業所	郵送及びオンライン調査（＋一部行政記録情報を活用）
	3) 利用者票	厚生労働省 → 民間（調査委託）事業者 → 介護サービス施設・事業所	
調査対象の介護サービス施設・事業所の種類 ※（ ）内の数値は2022年調査で該当する介護サービスの種類数、□内は主な介護サービス		介護保険施設（4） 〔介護老人福祉施設など〕 地域密着型介護予防サービス事業所（3） 〔介護予防認知症対応型通所介護など〕 居宅介護サービス事業所（10） 〔訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与など〕 居宅介護支援事業所（1） 介護予防サービス事業所（8） 〔介護予防訪問入浴、同訪問看護ステーションなど〕 介護予防支援事業所（1） 地域密着型サービス事業所（9） 〔定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）など〕	
調査の変遷	調査対象の介護サービス	平成12年（2000年）調査開始 「社会福祉施設等調査」（一部）「老人保健施設調査」などを統合して実施 平成18年（2006年）介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所などが調査対象に（介護保険法改正に伴うもの） 平成30年（2018年）介護医療院を調査対象に、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を調査対象外に（介護保険法改正に伴うもの） 令和6年（2024年）介護療養型医療施設を調査対象外に	
	調査方法	平成12年（2000年）～平成20年（2008年）都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収 平成21年（2009年）～平成23年（2011年）厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送） 平成24年（2012年）～ <u>基本票は行政記録情報の活用</u> 詳細票などは厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送） 平成28年（2016年）～令和4年（2022年）一部の詳細票についてオンラインによる回収も可能とした。 令和4年（2022年）～ <u>詳細票で一部の調査項目で行政記録情報の活用を開始</u> 令和5年（2023年）～ 全ての詳細票についてオンラインによる回収を可能とした。	

出所：厚生労働省webページ「介護サービス施設・事業所調査の概要」から作成

3-1-3 「介護サービス施設・事業所調査」の変遷

それでは、介護サービス施設・事業所調査が現在の形になるまでにどのような変更があったのだろうか。前頁で示した表1の下段「調査の変遷」に、平成12年（2000年）の調査開始以降にあった主要な調査の変更点について示している³。

まず、調査対象についての変化がある。平成12年（2000年）の調査開始の6年後である平成18年（2006年）に、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所についても調査対象とした。これは介護保険法の改正（介護予防、地域密着型サービスの開始）に伴うものである。その平成30年（2018年）には、介護医療院も調査対象とした。これも介護保険法の改正（介護医療院の制度化）に伴うものである。このように、介護保険法の改正に伴う介護サービスの種類の増加に伴って、調査対象が拡大しているが、一方で調査対象から外されたサービスもある。具体的には、平成30年（2018年）に「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が調査対象外となった。これらのサービスは、介護保険法の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）における「介護予防・生活支援サービス事業」に平成29年（2017年）までに移行されたためである。また令和6年（2024年）には、介護療養型医療施設も調査対象外となっている。これも、介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限が令和5年3月末（2023年度末）までとなっていることに伴うものである。

次に調査方法の変更について確認する。平成12年（2000年）から平成20年（2008年）までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収による方法で調査を実施していた⁴。平成21年（2009年）になると、民間事業者への調査委託が開始された。施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）という方法での調査実施である。この方法による調査は平成23年（2011年）まで行われた。

平成24年（2012年）からは、行政記録情報の活用が開始された。具体的には、行政記録情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施した。それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。オンライン配布・回収は、詳細票にも拡大され、平成28年（2016年）には一部の詳細票についてオンラインによる回収も可能になり、令和5年（2023年）からは全ての詳細票についてオンラインによる配布・回収が可能となった⁵。そして、令和4年（2022年）には詳細票

³ 本章（3-1）の最後に「参考表1 介護サービス施設・事業所調査「詳細票」「利用者票」の名称と調査対象（平成12年～令和4年）」を示した。表1と合わせて参考にされたい。

⁴ ただし、一部の調査票は厚生労働省（平成20年（2008年）調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）が調査を実施している。

⁵ 令和7年からは「利用者票」もオンラインによる回収が行われる予定である。

でも、行政記録情報の活用が始まった。調査項目の一部に、プレプリント⁶が導入された。

このように、「介護サービス施設・事業所調査」は、わが国の介護サービス提供体制を把握する基礎的な統計である。介護保険法の改正に対応した調査対象の変化に伴って、調査方法も変化を経ている。特に、民間委託、オンライン調査の実施、行政記録情報の活用が進められている。

3-1-4 「介護サービス施設・事業所調査」の個票データの構造

ここまで見てきたように、介護サービス施設・事業所調査は過去 20 年以上にわたって継続して実施されており、さまざまな変更が加えられてきた。特に、詳細票は介護サービスの種類によって複数の種類が存在し、介護保険制度の改正に伴ってその名称や内容が変更されている（参考 1）。そのため、介護サービス施設・事業所調査の個票データはその分量が多いだけでなく、構造が複雑になっている⁷。

そこで、厚生労働省から提供を受けた平成 12 年から令和 4 年の過去 23 年分の調査の個票データのファイルについて、データファイルの名称とそのファイルに含まれる事業所・施設の種類（介護サービスの名称）の対応関係を整理し、調査の実施年次別に表としてまとめたのが表 2 である。介護保険制度の改正に伴う形で調査設計が変更され、それに伴って厚生労働省内での個票データの構築・管理方法も変更されていることを確認することができる。

⁶ 介護サービス施設・事業所調査の「詳細票」の一部調査項目に対し、調査票の配布時点で事前に「介護サービス情報公表制度」から得られた情報が印字されている状態になっていること。調査対象者は、プレプリントされている情報が調査時点の実情と異なっていた場合にのみ、回答欄の記載内容の修正を行う。

⁷ 本研究課題では、介護サービス施設・事業所調査の詳細票の個票データの集計を実施する。（集計の詳細は 3-3 を参照。）この集計作業に用いるため、統計法に基づいて介護サービス施設・事業所調査の個票データの二次利用申請を行い、厚生労働省より個票データの提供を受けた。この個票データは、平成 12 年から令和 4 年の過去 23 年分で 400 以上のデータファイルから構成されている。

表2 介護サービス施設・事業所調査のデータファイルの構造（平成12年～令和4年）

種別	ファイル名	集計対象・サービス・事業所	調査の実施年											
			r04	r03	r02	r01	h30	h29	h28	h27	h26	h25	h24	h23
基本票 (kihon)	tokuyou	介護老人福祉施設	○	○	○			○			○			
	rouken	介護老人保健施設	○	○	○			○			○			
	ryouyou	介護療養医療施設	○	○	○			○			○			
	station	訪問看護ステーション	○	○	○			○			○			
	jyujisha	従事者												
	fukushi07	通所介護	○	○	○			○			○			
	fukushi08	短期入所生活介護	○	○	○			○			○			
	fukushi09	特定施設入居者生活介護	○	○	○			○			○			
	fukushi10	訪問介護	○	○	○			○			○			
	fukushi10renki	訪問介護連記票		○										
	fukushi11	訪問入浴介護	○	○	○			○			○			
	fukushi1213	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	○	○	○			○			○			
	fukushi14	認知症対応型通所介護	○	○	○			○			○			
	fukushi15	認知症対応型共同生活介護	○	○	○			○			○			
	fukushi16	地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○			○			○			
	fukushi17	夜間対応型訪問介護	○	○	○			○			○			
	fukushi18	小規模多機能型居宅介護	○	○	○			○			○			
	fukushi19	介護予防支援	○	○	○			○			○			
	fukushi20	居宅介護支援	○	○	○			○			○			
	fukushi21	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○	○			○			○			
	fukushi22	看護小規模多機能型居宅介護	○	○	○			○			○			
	fukushi23	地域密着型通所介護	○	○	○			○			○			
	iryou	医療関係（短期入所療養介護・通所リハビリテーション）	○	○	○			○			○			
	kaigoin	介護医療院	○	○	○									
詳細票 (shousai)	tokuyou	介護老人福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	rouken	介護老人保健施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ryouyou	介護療養医療施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	station	訪問看護ステーション	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi07	通所介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi08	短期入所生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi09	特定施設入居者生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi10	訪問介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi10renki	訪問介護連記票					○							
	fukushi11	訪問入浴介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi1213	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi14	認知症対応型通所介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi15	認知症対応型共同生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi16	地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi17	夜間対応型訪問介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi18	小規模多機能型居宅介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi19	介護予防支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi20	居宅介護支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi21	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi22	看護小規模多機能型居宅介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	fukushi23	地域密着型通所介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	iryou	医療関係（短期入所療養介護・通所リハビリテーション）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	kaigoin	介護医療院	○	○	○	○	○							
利用者票 (shisetsu)	ichiran	介護保険施設利用者一覧票	○			○			○			○		
	kohyou	個票	○			○			○			○		
利用者票 (houmon)	ichiran	訪問看護ステーション利用者一覧票	○			○			○			○		
	kohyou	個票	○			○			○			○		

			調査の実施年											
種別	ファイル名	集計対象・サービス・事業所	h22	h21	h20	h19	h18	h17	h16	h15	h14	h13	h12	
基本票 (kihon)	tokuyou	介護老人福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	rouken	介護老人保健施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ryouyou	介護療養医療施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	station	訪問看護ステーション	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	jyujisha	従事者							○					
	fukushi07	通所介護												
	fukushi08	短期入所生活介護												
	fukushi09	特定施設入居者生活介護												
	fukushi10	訪問介護												
	fukushi10renki	訪問介護連記票												
	fukushi11	訪問入浴介護												
	fukushi1213	福祉用具貸与・特定福祉用具販売												
	fukushi14	認知症対応型通所介護												
	fukushi15	認知症対応型共同生活介護												
	fukushi16	地域密着型特定施設入居者生活介護												
	fukushi17	夜間対応型訪問介護												
	fukushi18	小規模多機能型居宅介護												
	fukushi19	介護予防支援												
	fukushi20	居宅介護支援												
	fukushi21	定期巡回・随時対応型訪問介護看護												
	fukushi22	看護小規模多機能型居宅介護												
	fukushi23	地域密着型通所介護												
	iryou	医療関係（短期入所療養介護・通所リハビリテーション）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	kaigoin	介護医療院												
詳細票 (shousai)	tokuyou	介護老人福祉施設												
	rouken	介護老人保健施設												
	ryouyou	介護療養医療施設												
	station	訪問看護ステーション												
	fukushi07	通所介護												
	fukushi08	短期入所生活介護												
	fukushi09	特定施設入居者生活介護												
	fukushi10	訪問介護												
	fukushi10renki	訪問介護連記票												
	fukushi11	訪問入浴介護												
	fukushi1213	福祉用具貸与・特定福祉用具販売												
	fukushi14	認知症対応型通所介護												
	fukushi15	認知症対応型共同生活介護												
	fukushi16	地域密着型特定施設入居者生活介護												
	fukushi17	夜間対応型訪問介護												
	fukushi18	小規模多機能型居宅介護												
	fukushi19	介護予防支援												
	fukushi20	居宅介護支援												
	fukushi21	定期巡回・随時対応型訪問介護看護												
	fukushi22	看護小規模多機能型居宅介護												
	fukushi23	地域密着型通所介護												
	iryou	医療関係（短期入所療養介護・通所リハビリテーション）												
	kaigoin	介護医療院												
	利用者票 (shisetsu)	ichiran	介護保険施設利用者一覧票	○			○	○			○		○	○
kohyou		個票	○			○	○			○		○	○	
利用者票 (houmon)	ichiran	訪問看護ステーション利用者一覧票	○			○	○					○	○	
	kohyou	個票	○			○	○					○	○	

注）ファイル名は、厚生労働省より提供を受けた個票データのファイルの名称。

3-1-5 おわりに

厚生労働省が実施する統計調査は、基本的に調査の実施毎に調査結果が公表される。そのため、ある一度の調査に関する情報を確認することは容易であるが、長年にわたって実施されてきた調査の実施方法（調査対象、標本抽出、調査票の配布・回収方法など）の変遷を即座に把握することは困難である。

そこで本稿では、厚生労働省のホームページに掲載されている同調査についての公表情報をもとに、介護サービス施設・事業所調査の変遷を一覧的に把握することができる資料を作成した。この作業から、平成12年から令和4年までの過去23回の調査の中で随時、様々な変更が行われてはいるものの、全施設・事業所を調査対象として調査票を配布し、施設情報を調査するという基本的な構造は変わらないことを確認した。ただし、厚生労働省から都道府県に対して「基本票」を配布し、そこから得られた情報を基に施設・事業所に対して「詳細票」を配布するという調査の実施系統が確立されたのは平成24年（2012年）であり、それ以前と以後では調査全体の設計、そして調査の個票データの構造自体が異なっていることが確認された。

参考表 1 介護サービス施設・事業所調査「詳細票」「利用者票」の名称と調査対象
(平成 12 年～令和 4 年)

[illegible]

